

文献紹介

優秀図書から、いわゆる「自由化の代表作」へ

思 哲
麗 霞
野沢秀樹 訳

中国法学の発展の歴史過程は険しく、中国法学の改革を尋ねる道はさらに曲折し、辛苦を舐めた。改革とは、旧いものを捨て新しいものを図り、旧いものを破り新しいものを立てることであるから、不合理で、時宜に合わない旧い伝統、旧い観念、旧い思考様式を取り除こうとすれば、旧い習慣の力に対して挑戦しなければならない。新旧の二つの力が激しく競い合い、闘争する場合、旧い習慣の勢力の抵抗を最も激しく起しやすい。その上、改革の中で現われた新しい事物は、始まっても成熟していないことが往々にしてあり、あれこれの欠陥や落ち度が存在し、容易に攻撃の目標や理由とされやすい。したがって、これまでの改革者で、巨大なリスクと圧力を受けなかったものはなかった。学術理論に対する改革もまたこのようであり、法学の改革にはさらにリスクと困難が重なった。『法学変革論』という一書が曲折して遭遇したことは、この点を十分に物語っている。

麗霞（以下、麗という）：聞くところによると、文正邦、程燎原、王人博、魯天文らの学者によって著された『法学変革論』は、1989年6月に出版されるや、ほとんど道半ばにして夭折したが、それが遭遇した経緯を話して下さい。

思哲（以下、思という）：これについては、1978年の党第11期3中全会から話さなければならない。20世紀の70年代末に始まった中国のこの全面的な社会改革は、社会主义改造の後に続く今一つの深刻な社会変革であり、中国の社会的生産力の大解放を予知していると同時に、思想の大解放、理論の大発展およ

び上部構造全体のそれに応じた変革を必然的に要求する。そして、改革の時代はまた、理論の発展と繁栄のために極めて有利な物質的・思想的条件と学術環境を提供しており、改革の中で絶え間なく現われる新しい社会関係と制度的変遷、新しい社会問題と矛盾の展開は、いずれも新しい理論、新しい学説を必要とする。

しかし、わが国の法学の発展過程は、その他のどのような社会科学に比べても、より困難であり、スタートが遅く、出発点が低かっただけでなく、「左」の思想的束縛をより受けやすく、政治と権力の付属物によりなりやすく、また、政治運動の攻撃目標によりなりやすかった。それは、旧ソ連の硬直化した法学モデルと中国社会の長期にわたる封建的法文化の重荷を担いでおり、計画経済を基礎とする経済・政治体制の中で、「階級闘争をカナメとする」理論を絶えず強め、さらにその根を深くはびこらせ、徹底的に取り除くことは難しかった。改革開放後の10年の発展を経て、大きな成果を勝ち取ったが、その理論的出発点および多くの深いレベルの重要な問題において、大きな突破はけっして多くはなく、多くの思考上の固定された方向性を形成し、社会変革に対するレスポンスは遅く、新しい情勢の前で、理論が老化を免れないことはすでに明らかであり、観念も相対的に硬直し、その上、体系は陳腐で、方法は立ち後れ、社会主義現代化建設および市場経済・民主政治の発展を全面的に展開するという要求に明らかに適応できない。ある人は次のように叫ぶまでになっている。すなわち、法学は危機と峻厳な挑戦に直面している！法学研究が困難から抜け出すには、重大な突破がなくてはならない！、と。

この改革の大勢の下で、法学界のいく人かの有識者は、中国法学の発展と変革の新たな出発点と突破口を探ることに関する少ながらぬ見解と構想を提出している。例えば、観念の変革から始めて中国法学を現代化させるという構想、法の概念および本質の上から突破を求める努力、法制システムの協調的発展の研究および法制システム科学の樹立に関する構想、更に、法学の新しい学科、新しい方法の研究および中国法文化の研究を再建することに関する構想、法学を行動科学、管理科学および権利の学とすることに関する構想、などである。ある学者は、これまでの経済における高度の集中、政治における高度の集権、経済および国家の管理における人治という三位一体の社会構造に対して、商品経済、民主政治、法による国家統治という三位一体の社会構造を起点とする法学理論の発展方向を提起している。また、ある学者は、二重の経済法制から単一の経済法制への転換、法律的調整および政策的調整という二重体制から政策

をもって指導する法律的調整による單一体制への転換、人治と法制という二重体制から法制の單一体制への転換、などを提起する。明らかに、これらは、いずれも中国法学を推進し、繁栄させるという強い責任感・使命感・切迫感にもとづいてなされた貴重な努力であり、中国法学が発展する希望および生き生きとした生命力の表れである。

まさに、このような情勢に応え、それに鼓舞される下で、当時の西南政法学院の何人かの血気盛んな壯年と青年の教師は、力を合わせて『法学変革論』という本（以下、『変革論』という）を著し、本書は、改革期において中国法学を改革する試みの一つとして、この重大で鋭い時代的課題を、集中して、系統的に、深く立ち入って検討している。

麗：本書の趣旨とねらいは結構であり、貴方のいわれる法学界におけるこれらの改革の構想も、頗る啓発的意義をもっています。本書はどのような主たる内容をもっていますか？

思：本書の基本的内容、執筆の目的と要旨は、まさに著者が「序文」で述べている以下のことである。「われわれは、本書の中で、まず法学変革の含意を確定し、法学変革の歴史的沿革とここ十年の法学の変化・発展の歴史過程を回顧し、法学変革の要因を分析し、今日の中国法学の変革対象を描き、変革目標の輪郭を描写した。この基礎の上に、われわれは、今日の中国法学変革の基本的構造、すなわち、『点』である法の本質・価値・機能をもって、『面』である法学の理論モデル・趨勢・方法・觀念・学科体系などに広げるという、点と面が結合した総体的モデルを重点的に研究して明らかにし、当面の中国法学の新たな方向である権利の学についても、われわれの新たな見解を明らかにした。最後に、中国法学変革の道筋と条件を探求したこと、「われわれは、本書を通じ、法学変革に対する自己の新しい思考を表現しようと試みている。つまり、これまでの法学変革の経験と教訓を総括し、法学変革の客観的法則を明らかにし、前に掲げた法学変革の一連の重大問題に系統的に答えようと努めている」とある。さらに、これらの問題に対する本書的回答は、「唯一の回答」でもなければ、「唯一のモデル」でもなく、「海老で鰯を釣ろうとしただけである」と重ねて明らかにするとともに、「変革の時に選択された着眼点の違いにとづき、われわれは、伝統法学の弊害およびここ十年の法学に欠けていたものを重点的に分析しているが、その成果に対する叙述は明らかに充分ではない」などの内容と資料の処理における特徴を説明している（以上、文正邦・程燎原・王人博・魯天文著『法学変革論』、「序文」第2～3頁、重慶出版社、

1989年 6月出版)。

麗：本書は、当時の法学界において多くの読者の好評を得ました。

思：最初は確かにそのようであった。本書のテーマ設定と内容が、中国法学の発展する時代的課題をしっかりとつかんでいたことから、関係する専門家や出版部門によって充分に重視された。法学界の先輩である陳守一先生は、本書のために喜んで序をしたため、重慶出版社は、社の「科学学術著作出版基金」の第一次資金援助プロジェクトにそれを入れた。

出版後、わずかに発行されるや、いくつかの地方の読者によって争って購読され、未購入者または本書をもっていることを知った者は、さまざまなルートを通じて、購入しようとしたり、手に入れようとした。また、何人もの読者は、著者への手紙で本書を大いに称賛し、「近年稀な法理学の力作である」と言った。理工科を専攻するある読者も、本書に深く引き寄せられ、本書およびその著者は「私が久しく望んでいた」良き師・良き友であると称した。当時、本書は、また関係単位によって推薦され、四川省1979～89年優秀図書コンテストに参加した。多くの読者が、評定して投票した「評定理由」欄の中で本書に高い評価を与えている。例えば、「時代の鼓動をしっかりと掴み、改革のアンテナを立ち後れた法学へ伸ばし、……全く新しい体系をもって法学変革の全過程を提示し、今日の法学研究のために方向を指示している」、「憂いと反省の責任感に満ちあふれ、中国法学の変革に対して全面的にほりさげて検討し解明しており、……中国法学が科学化・理性化へ向かう力作である」など、である。法学界における本書の影響は、また海外へも及んだ。日本の早稲田大学法学部非常勤講師（＊）の野沢秀樹および土岐茂の両氏は、極めて大きな熱意と努力をもって、本書を日本語に翻訳し日本での出版を準備した。本書に対する評価はたいへん高く、「中国80年代の法学変革における多くの成果を総括している」、「新中国の法学研究史において、本書は第一級の労作として、必ず相当の位置を占めるだろう」、「今日の中国法学界が豊かな成果を得ているメルクマールである」と考えている。後に、主に経費の工面が間に合わず、いまだに日本では出版されていないが、野沢氏はなお執筆に努め、大きな影響力をもつ早稲田大学の雑誌『比較法学』第28卷第2号に、38ページに上る本書に対する長編の論評を適時に発表し、系統的に紹介し、熱心に推薦した。

麗：一冊の本がこのように強い反響を得ることができたということは滅多にありませんが、この後、どのようにして人情に反し、大きな非難と打撃を受けたのでしょうか？

思：避けることができなかつた状況は、『変革論』がちょうど1989年6月に出版され、まさに当時の周知の複雑な政治情勢と動向に遭遇したということである。したがつて、自ずと関連部門や関係者が、思想解放を宣伝し、改革と刷新を強く主張するこれらの書物や言論に対する厳重な審査と規制を引き起こすことになつた。それに加え、本書には確かに成熟せず、完全でないところがあつた。なぜなら、本書は、法学変革を専ら論ずることを己れの任務としてはいたが、その理論的難点を避けることができなかつたからである。すなわち、必ず打破があれば、樹立がなければならず、旧きを打破するには、必ず新しきを樹立しなければならない、ということである。しかし、何を打破し、何を樹立するのか？打破された「旧」に対する評価は的確で当を得ているかどうか、樹立された「新」の構想と解明は完全に科学的かどうか？これは、いずれもかなり手を焼く、微妙な問題である。したがつて、ある提起の仕方がそれほど適切・妥当でなく、ある論点が余りにも先鋭すぎることを免れていないか、ひいてはいまだ過激であることを免れていないことから、誤解や解釈の違いが生じて、非難や異議を招きやすい。また、「左」の思想的影響により、ある同志の観念は立ち後れ、新しい思想、新しい事柄を容易には受け入れず、当時の情勢に比べ、本書にはブルジョア自由化を煽る嫌いのあることが心配であった。このことが、本書が世に面して、挫折と苦難に遭わなければならなかつたことを運命づけていた。

麗：この本は、後にどのような曲折に出会つたのでしょうか？

思：本書が出版された後、わずかに発行され始めたが、関係者が異議を提出したことから、ただちに発行が停止され、報道出版管理機関の組織によって閲読審査された後に、再び検討することが決定された。本書の閲読審査の状況も面白く、頗る興味深い二種類の評判の構図が現われた。すなわち、多数を占め、閲読審査に招聘された中年青年の専門家は、本書に対して、その多くを承認し、評価もかなり高かったのと同時に、本書にはいくつかの手落ちや偏向のあることを指摘し、または心配したが、相当の権威ある個々の専門家は、本書は「ブルジョア自由化の思潮の影響を受けて現われた誤った傾向の具体的表われの一つである」と非常に厳しく、また激しく批評すると同時に、また、「本書に対する評価も、一が分かれて二としなければならず、上に述べたポイントとなる問題のほかは、ほぼそれぞれの章に、いずれも取り入れ得る貴重なところがある」と考えた。したがつて、もし作者がその基本的觀点を転換し、重要な修正を行なうことができるなら、「依然として重要な学術的価値をもつすべ

れた書物とみなす」と考えた。まさに、このような状況の下で、重慶市報道出版局の本書に対する閲読審査の結論もまたかなり慎重であった。つまり、一方において、論争のある問題については充分な討論を展開し、簡単に結論づけないことであり、他方において、閲読審査の意見にそって、本書を修正するよう要求すること、であった。はっきりとした事実によっては、修正しなければ発行できず、その上、著者が繰り返し解釈し、異議をもつ専門家と何度も論争し、専門家が著者に関心をもち、著者が誤りを犯すことを心配するという好ましい願望から出発しても、なお自分の意見を堅持するとともに、誠告しても、もし本書が修正されずに発行されるなら、法学界による本書に対する批判を引き起こすことになるだろう、というものである。この種の圧力の下で、著者は、本書のあのような、いわゆる「ポイントの問題」に対し、意に反する若干の修正を行なうことを考慮せざるをえず、同時に、改訂版を印刷・発行する機会を利用し、いくつかの提起と観点をより適切に、より完備することを考えた。しかし、経費の理由から、後に出版社は改訂版を出すことができず、風向きが徐々に後退したのにともない、これらの初版本は「内部学術資料」という名義を口実に、次々とひっそり発行されていった。

麗：この本はやっと発行されましたか、事態はこれで決着したのでしょうか？

思：発行をめぐる波風はなお終わったのではなく、本校の内外から、いく人かが非難し異議を唱えたことにより、本書の主要な著者に職務名称における波風と損失をもたらした。校外においては、思いもかけず、ある人が遙か遠方の他の省・市から苦言をもたらし、著者の所属する西南政法学院の学報である『現代法学』に、本書に対する批判論文を発表しようとするとともに、学校の指導部に、本書の著者がブルジョア自由化を煽っている責任を追及するよう要求した。学報の責任者はもちろん抵抗し、学校党委員会もかなり慎重な態度を採り、軽率に簡単には結論を出しておらず、関係部門の責任者に、著者を訪ねて話を聞かせ、著者による本書の内容と観点の説明を要求するよう指示したにすぎなかった。しかし、情勢がここまできたことから、個々の人は、関連する会議において、名指しすることなく著者に圧力を加え、その上、当時、学校のある主要な責任者は、本書が日本において出版されるかもしれないことを知り、当時の情勢の下では学校および著者に不利な影響をもたらすことを心配し、著者に、日本語の訳者に至急連絡させ、翻訳と出版の停止を要求するようにさせた。

麗：正に、山雨来らんと欲して、風樓に満つ。

思：著者は、巨大な圧力を受けていた状況の下で、真理を堅持し、誤りを正すというさっぱりとした態度を探りながら、自説を隠すことなく、理にもとづき議論するとともに、必要な場合は弁論を行ない、学術上および人格上の尊厳を努めて維持した。つまり、この種の状況の下で、本書の主たる著者は、直面していた1991年の教授職（正高職務名称）評定の中で、その科学的研究の成果が顕著であり、備えるべき条件が優先していたが、なお、あってはならない影響を受けて放置され、延期させられた。第二年目に、すなわち鄧小平同志の南巡講話の後、その教授職の評定は、やっと順次解決されることができた。

麗：『変革論』は、時運に恵まれなかつたといえます。

思：当時のあの複雑で、特殊な政治動向と情勢の下では、たとえ本書がわずかに限定して発行されたとしても、一旦いくらかの「左」派の人々によって見られるや、彼らは、階級闘争を行なうことをカナメとする的を再びつかんだかのように、ただちに異常に興奮し、手ぐすねを引いて待ち伏せ、気をはやらせ、材料を整え、報告を行ない、論文を書き、人を驚かせる言葉を撒き散らし、これ以上ないほど躍起になって、「文革」式の大批判のどたばた劇をくりひろげた。

麗：この個別的人は、どのように事を起こしたのですか？

思：ある者は、著者の所属単位で流言をまき散らし、人々を驚かせ、さらには、国家教育委員会の関連部門に、本書を批判しなければならないと提起した。著者の所属単位および国家教育委員会の関係する指導部はかなり慎重な態度を探り、本書およびその著者に対して頑なな措置を探ることなく、基本的には学術論争の一種とみなした。それならば、学術論争の問題に対しては、政策に注意し、学術問題と政治問題の限界を厳格につかみ、学術行為と政治行為を厳格に区分しなければならない。このような状況の下で、彼はなお甘んじることなく、念入りに準備して、1991年10月に山東の泰安で行なわれたある法学学術会議において、突然攻撃してきた。

麗：泰安会議において、彼はどのように動いたのですか？

思：本来、今回の泰安会議で確定されていたのは、「法定の権利義務と社会の安定的発展」の検討を中心的任務および主題とすることであり、参加単位と大多数の参加者は、いずれもこれにしたがって準備し、会議に参加した。しかし、会議の開会式において、この権威と称する教授は、主題についての発言を行なったとき、突然矛先を転じ、調子を高くし、参会者はこれによって驚かさ

れた。彼は、法学理論研究はマルクス主義の指導を堅持するという前提の下で、「学術行為に対し政治分析を行な」わなければならぬことを要求した。多くの参会者は、これに対して大変反発を抱き、留保する態度をとったり、抵抗したりした。しかし、彼はなお大いに語るとともに、その必要性と重要性を繰り返し強調し、また彼が考える法学界のいくつかの「誤った思潮」を社会民主主義の基本的観点と関連させて、法理学研究においてブルジョア自由化分子によって利用されることに注意するよう皆に警告した。

このように調子を高揚させた後、会において、彼は五万字に達する「法学錯誤思潮評論提綱（一）——法理学領域自由化観点及其理論基礎」（以下、「提綱」とする）と題する「論文」をばらまいた。この論文は、『変革論』ともう一冊『法学更新論—対伝統法学的反思』（張宗厚著）に対して、頗るきな臭い批判を行ない、続けて同様の内容の大会発言を行なった。聞くところによれば、この68ページに達する「檄文」は、あの権威者の主宰の下の傑作である。

麗：今回の会議は、この大批判の論文を中心に行開されたのですか？

思：そうではない。今回の泰安会議には、この波風と横槍が現われたが、大多数の参会者の抵抗によって、依然として権利・義務の問題について、相当熱の入った学術的検討が繰り広げられ、かなり円満な成功を勝ち取った。このことは、政治的大批判が人心を得ないものであり、中国法学の深化発展の大勢が後戻りし得ないものであることを物語っている。

麗：この「提綱」では、結局どのようにして「学術活動に対して政治的分析を行なう」のですか？

思：まず、彼らは次のように考える。すなわち、「ここ数年、法学領域において強烈な誤った思潮がわきおこっている」、「その中でブルジョワ自由化の言論は少数であるが、この思潮の性質を代表している。ブルジョア的学術観点は、そのために理論上および学術上の論証を直接的または間接的に提供し、ブルジョワ自由化によって攪乱されたいくつかの問題を含むその他の誤った観点は、それによって利用され得る。したがって、その危害は絶対に軽視し得ない」と。そして、その中の『変革論』は、この種の自由化を宣伝する誤った思潮の「系統的で全面的な」、「かつ代表性を備えた」書の一つであり、「その上、相當に広まり、広範な青年に良くない影響を及ぼしている」ので、「批判」を行なうことが必要である、と（「提綱」第1頁）。

麗：彼らは、いかにしてこの種の「批判」を行なったのですか？

思：ほとんどは、いずれも「文革」期の大批判の手法を取り入れ、これ以上

ないほど躍起になり、こじつけて政治的レッテルを貼り、政治的帽子をかぶせた。すなわち、「学術問題に対して政治分析を行なう」ということである。したがって、この種の批判は、人々を驚かせ、気色ばんではいたが、どれだけの道理も語ってもいなければ、どのような説得力もなく、うまく取り繕うことができず、人を驚かした批判者の無知・保守の観念をはっきり露呈させた。

麗：いくつかの例を挙げてください。

思：第一に、「提綱」第一部の批判のテーマと内容は、「法学の学術性を政治性と対立させ、『純粹法学』を行なおうと企んだ」というものである。そこで列挙されている最も主要な罪状は、『変革論』が「中国の伝統法学においては、政治意識が濃厚で、法学者は『政治方向』・『階級原則』を考慮しなくてはならず、法学者の独立した人格や科学的意識ではない」（『変革論』第23頁）などと考えていることに対して、である。「提綱」の作者は、結局これを、「プロレタリアートの政治から離れて『純学術』をやろうとすることであり、これはやはりブルジョアの学術のために陣地を占領し、道を開くか、または、ブルジョアジーを代表して社会主義イデオロギーの陣地を占領することである。すなわち、これ自身がブルジョア政治に奉仕する」（「提綱」第4～5頁）などとして指摘する。

第二に、「提綱」第二部の批判のテーマと内容は、「いわゆる『伝統法学』を醜悪化し、マルクス主義法学を歪曲した」というものである。そこで列挙されている最も主要な罪状は、『変革論』が「総じて、中国の伝統法学は、基本的には人治論を出発点とし、階級法学をモデルとし、硬直化の傾向をもった法学体系であり、根本からいえば、それは法学の主体性・自覚性に欠け、中国人が五四運動以来追い求めた二つの偉大な精神、すなわち民主と科学に欠け、政治運動と階級闘争の下女・従僕に『落ちぶれ』、それ自身の真の価値を失ってしまった」（『変革論』第41頁）と書いたことである。このため、「提綱」は、結局次のような議論と分析を行なっている。すなわち、「人治に関する論述については漠然とし、封建地主階級によって採用された統治形態であるとは概には言えない。社会主义の時期にあって、階級闘争が激烈なときに、情勢の評価に対するわれわれの過ちも含め、階級闘争を重視しすぎた時期に実行された『人治』と封建支配期における人治とは同じでない。社会においては、さまざまな人々の伝統観念の影響を受けた程度が同じではなく、理解は同じでないが、『人治』を実行した人に根本的変化が生じていることから、その奉仕の目的は同じでなく、したがって、根本的性質の違いがある。彼ら（『変革論』の著者

を指す——引用者注）は、この問題を語るとき、歴史文化遺産にいかに対処するかという問題を科学的に解決しようと考えるのでなく、封建專制主義の法文化をわが国の法学の頭の上に押しつけ、そうすることによって、それがマルクス主義法学を否定する論証を強化するのに用いる」（「提綱」第11～13頁）と。ここで、「提綱」の著者は、明らかに、「階級闘争の時期に実行された『人治』と封建支配期の人治は同じではない」こと、「根本的違いがある」こと、「漠然と一概に否定することはできない」こと、つまり、人治は、一定の社会的条件の下では承認に値するものであることを力を入れて説明しようとする。しかし、行間において、前後の矛盾は明らかであり、前面において、この二種類の人治が「同じでない」ことを否定しているようであるが、後では、またこの二種類の人治の「根本的性質の違い」を努めて承認している。このことから、「提綱」の著者の無知は明らかであり、また、その思想的混乱も露呈しており、行なった批判は力不足である。

とりわけ、「提綱」第四の部分、「いわゆる『権利をもって本位とする』という新しい法学理論体系」に対する分析の中では、さらにこれ以上ないほど大げさに、こじつけを行ない、かつ誤謬は明らかである。例えば、権利本位を、「個人本位」に帰結させ、「個人を中心とする」、「すべて金」、「個人の利益だけを考える」のを煽ることであると曲解している。市場経済の下で、権利主体の意思および人の主体的地位の尊重を要求することを、「社会全体の名前で、搾取階級の支配の復活を企てる」としてあげつらう。また、次のように言う。「彼らのような人々は、ブルジョアジーの立場にたち、ブルジョア世界観を用いて社会主義社会を観察し、個人中心を煽り、……さらには『カントは、人は手段ではなく、目的であると言ったことがある。これは人の主体性に対する極めてすぐれた表現であり、西洋人の法意識の主旨——人の主体性、個体的権利に対する尊重を具現している』と何はばかることなく言う。これはすでに、われわれが人の『独立性』を尊重しないと侮蔑した後、われわれが西洋の方に寄り、そうして『人を解放する』という目的を達成するよう直接呼び掛けることである」（「提綱」第60頁）、「彼らは、大量の文章を用いて、学術が政治と連結することに反対する『純学術』の研究を始めることに満足せず、こともあろうに、彼らの研究の成果を政治領域へ引っ張り、『商品経済、民主政治の重要な特徴の一つは、主体の多元化であり、法定の権利は正にこの種の多元化された主体の要求の最終的確認である』などと言う。もとも

と、彼らが法学を『更新』・『変革』する目的は、自分をマルクス主義の指導から逸脱させ、イデオロギーの領域における多元の中の一つとすることにあっただけでなく、さらには、法を、経済および政治の多元化を最終的に確認する道具にしようとした、はっきり言えば、社会主義公有制経済の主導的地位に反対し、共産党の指導に反対するためである。これは、法学を『更新』・『改革』するという名を借りて、わが国全体を資本主義の道へ引き入れる総体的たくらみの中に入っているということではないのか」（「提綱」第62頁）、「いわゆる権利本位は、実際上は、すべて金ということの転化形態であり、すべて金ということを吹き込み、個人の利益をかえりみるだけである。したがって、『権利本位』は社会主义のものでは決してない。1989年の春と夏の交わり目に発生した政治の波風は、その中心のスローガンが民主、自由および人権であり、今に至るまで、外国の敵対勢力は依然として『人権』を思想的武器として、わが国の内政に干渉している。『権利本位』は、実際には、『民主、自由および人権』というこの動乱と暴乱のスローガンのために提供された学術的論証であり、……われわれは、絶対にいい加減にすることはできない」（「提綱」第67頁）など、である。

麗：このような「政治分析」は確かに人を驚かせ、「文革」の大批判の手法を使用しているだけでなく、その筆の矛先と用語はいずれも「文革」タイプのものであり、このようであればあるほど、人を説得することはますます難しくなります。

思：「提綱」は、さらに、『変革論』によって提唱された社会主義法は、権利を本位とし、権力本位と官本位に反対し、「権利が権力を創造し、派生させるのである。法の権力本位は、法の権利本位を必然的に排斥する」（『変革論』第115頁）などの観点は、「国家権力と権利の関係を転倒させている」と考える。「提綱」は、「正しい関係は、権利および義務は国家権力に属し、逆ではないということでなければならない。法の権力本位が必然的に法の権利本位を排斥するということについても、分析しなければならない。権力と権利が相対することについても、権力が『本位』であると言っていいが、両者は決して相互に排斥し合うのではない……今日、わが国の社会主义建設が改革開放の政策を実行するときに、権利が国家に優先することを強調するのは、個性の解放をもって誘導し、労働者階級が指導する人民政権を腐食させることにはかならない」（「提綱」第56～57頁）と公言する。

麗：これらの目を見張らせる謬論は、もし筆者が基本的な民主の意識を欠い

ているのでなければ、政治的良心と正義を隠していることを物語っています。ここで、私は一つの歴史的な証拠を提供することができます。正に、この人物自身が、上海の月刊『法学』の1989年第4期において発表した「論法制模式的転換——建立民主——商品経済的法制模式」という文章において、初めて、彼のこの種の法制モデルは、「官権（権力）を本位とすることを改めて、民権（権利）を本位とすることにし、義務本位を改めて、権利本位とするという精神にしたがわ」なければならないことを提起しています。

思：彼は、これまで他人を批判するだけで、我が身をふりかえり反省することはなかった。「提綱」第三部の、いわゆる「マルクス主義の法の階級性に関する原理を否定する」という批判に至っては、さらに「文革」の手法と態度を具現していることは言うまでもない。例えば、「彼らは、あのように切羽詰まって法の階級性を全部抹消しようとし、……われわれに階級闘争に対する警戒をゆるめさせ、ブルジョア自由化を氾濫させるために道を掃き清めさせることになる。われわれが麻痺したら、ブルジョア自由化をやる者や帝国主義の『平和的転覆（和平演変）』の勢力は、階級闘争をやるためにわれわれを引っ張り始めることができる。1989年の動乱と暴乱の教訓は、まだ覚えておくべきでないのか？」（「提綱」第32～33頁）というものである。しかし、この批判は、『変革論』に対して言えば、的外れであるといえる。なぜなら、本書は、「法の階級性を全部抹消した」ことがなかっただけでなく、反対に、多くの点において、多くの紙幅を用いてマルクス主義法学を高く評価するとともに、その法の階級性の原理を合理的に承認しているからである。例えば、次のようにある。「マルクス、エンゲルスの法学が世に問われたことは、人類の法学史上における真に偉大な革命である」、「法学理論の面における彼らの偉大な発見は、人類の法学史の新紀元を開いた。プレハーノフはマルクスの偉大な発見を高く評価し、『マルクスが社会科学の中で行なった革命は、コペルニクスが天文学の中で完成した革命と肩を並べることができる』と考える。マルクス主義法学の誕生は、法学の領域でも同等の革命的意義をもっている」（『変革論』第10頁）、「マルクス主義法学は、正に法の物質的依存性および階級意志性を明らかにしたことによって、初めて唯心史観を法学理論の中から駆逐し、～したがつて、法哲学史において、時代を画する重要な貢献と意義をもっている」（『変革論』第101頁）、「これらの理論的観点と原則は、今日においてもなお法制実践の検証に耐えることができる」（『変革論』第165頁），したがって、「中国法学の理論モデルの転換は、根本において法の階級的性質を否定することを起点と

して法学理論モデルを再構築するということではなく、中国の法学理論の発展と変革は、法の階級的性質というこの核心的理論のさまざまなレベルにおける延長であり、修正であるということができる」(『変革論』第166頁)、などである。したがって、実際には、『変革論』によって反対されたことは、「階級闘争をカナメとする」ということもって法学を粗製し、新たな情勢の下における法学の発展を束縛することであり、階級性を法の唯一の本質的属性として、法に対する真理をもった認識を制限することに反対する。法の階級性問題においてそれが主張したことは、社会の主要矛盾と全党的活動の重点が移行した前後、法の階級性に強弱・主次の違いがあるのは確かであるということにはかならず、決してそれがあるかないかの問題には及ばず、さらに法の階級性を根本から否定したことはなかった。反対に、本書は、階級闘争の理論の歴史的位置を繰り返し明らかにしただけでなく、さらに、新たな情勢の下における階級闘争の特徴ならびに「厳しく打撃を加える」闘争および法の制裁・懲罰の機能を強化する必要性を論じるとともに、商品経済の二重性を分析し、その消極面を押さえなければならないこと、などを指摘している。

麗：ここからも、批判者が一部だけを取り出し、その一点を攻撃し、その他には触れていないことを見ることができます。

思：「左」の思潮が一時の輝きを放ち、わが国の改革と現代化の事業を何度も攪乱させ、もとの道に戻ろうと欲する者さえあり、法学領域の「左」の思潮も黒雲逆巻く厳しい状況にあり、中国の歴史もまた、巨人が遠い将来を見通し、利害をはかり、舵をとり危機を乗り切り、攪乱を排除し、狂った局面を取り戻す鍵となる時刻をもつことが必要となるまで進んでいた。丁度このようなとき、1992年の春節の前後、中国の改革開放の総設計師である鄧小平は、深圳・珠海などの地を巡ったときに、きわめて重要な講話を行ない、経済建設を中心とする党の基本路線、とりわけ改革開放の既定の方針は長期にわたって変わらず、改革の歩みを速め、いっそう思想を解放し、勇敢に探索し刷新しなければならないと重ねて表明した。右に警戒しなければならないが、主に「左」を防がなければならず、西洋の発達した国家の先進的な経営・管理の方式を含む人類のすべての成果を大胆に吸収し、参考にしなければならないと指摘している。また、社会主义社会の科学的本質、「三つの有利」(社会主义社会の生産力を発展させることに役立つかどうか、社会主义国の大統合的国力を増強することに役立つかどうか、人民の生活水準を向上させることに役立つかどうか——訳者) をすべてをはかる客観的基準にしなければならないこと、計画と市場は

いずれも経済を発展させる手段であり、「資本主義」か「社会主义」かの問題は存在しないこと、などを掘り下げて解明した。この後すぐに、党第14回大会および第8期全人代第1回会議が勝利の内に行なわれたのにともない、わが国において社会主义市場経済を樹立し、発展させるという重大な戦略の方針が確定され、改革および第二回目の思想大解放を深化させるブームが沸き起きた。こうして、鍵となる時刻に、改革と現代化の事業は救われた。また、まさにこのような状況の下で、『変革論』に対する批判や非難は、やっと自然に勢いがなくなり、あの大批判の「提綱」も結局出版に付されていない。

麗：けれども、今にいたっても、この教授はまだ『当代法学』において、鄧小平の南巡講話以来法学界が提出した各種の新しい観点を次から次へと批判し、そこには法学の「変革」および「更新」を批判することも含まれています。

思：時代の潮流から離れるか、またはこれに逆らうものは、歴史が前進する車輪を転換させることはできない。社会主义市場経済体制が徐々に樹立し、発展するのにともない、社会主义的民主、法制建設および法学研究には、新しい巨大な動力と発展のチャンスが与えられている。市場経済の基礎の上には、必然的に民主政治を構築することが求められ、市場経済はまた必然的に法治経済であり、必然的に法学の改革と刷新が求められる。その深い原因是、また、中国社会が改革開放以来、実際には新たな社会転型期に置かれているということにある。すなわち、計画経済から市場経済へ転向すること、高度に集中統一した政治体制から、適度な分権と合理的バランスをもった社会主义的民主政体へ転向すること、主に政策と行政手段に依拠することから、主に法律的手段に依拠して国を治めることへ転向すること、人治を主とし、指導者の人格的権威にたよるのを主とすることから、憲法至上・法律至上・民権最重視の社会主义的法治国家へ転向すること、である。社会主义市場経済の発展にともない、伝統的な、すべてを総覧する政治国家の中から市民社会が分離し、多元的な経済主体・利益状況・社会的価値体系が現われている。これらすべては、いずれも必然的に、中国の法学工作者が高度の時代的責任感、歴史的使命感および緊張感ならびに積極的に変革し、勇敢に刷新する精神をもって奮闘努力し、大胆に探索・開拓し、そうすることによって、法学の転型を実現させ、完成させなければならないことを要求しており、そうしてこそ、まさに入らんとしている21世紀に対面しても恥ずかしくない。

したがって、『変革論』によって探求された多くの内容と問題は、なお未成

熟で不完全なところはあるが、社会主義市場経済を発展させるという新しい情勢の下で、多くの啓発を人に与え、この種の新しい探索は、依然として継続されるであろう。そして、それが遭遇した波風や曲折も、また人々に深い思考を促し、人々を警戒・反省させる。

【解説——『法学変革論』およびその書評顛末記——】

本稿は、西南政法大学の思哲・麗霞による対談「從優秀図書到所謂“自由化的代表作”」(以下、「思哲文」という)の全訳である。

はじめに、「思哲文」を翻訳するにいたった経緯について、簡単に述べておきたい。「思哲文」は、訳者が中国図書の一般購入ルートを通じて偶然入手した郭道暉・李歩云・郝鉄川主編『中国当代法学争鳴実録』(本書は54の対談から構成されている。湖南人民出版社、1998年12月刊、以下『実録』という。)に収録されている対談の一つである。そして、そこで話題にされた「優秀図書」・「“自由化的代表作”」は、西南政法学院(当時)の文正邦・程燎原・王人博・魯天文らによって著された『法学変革論』であった。「思哲文」の意図は、その表記からも察し得るように、『法学変革論』の歴史的意義を積極的に再評価するとともに、それに対してなされた政治的批判の作風を反批判することにあった。

「思哲文」の中で明らかにされているように、『法学変革論』について、かつて本機関誌(早稲田大学比較法研究所機関誌『比較法学』第28巻第2号、1995年1月刊)において書評を試みた訳者は、中国法学界における『法学変革論』に対する評価について注目するところであったが、書評の時点までに関連する資料を入手することはできず、また評者個人として、そのような文書が当時存在することも残念ながら知り得なかった。ただ、『法学変革論』の出版時期が89年天安門事件と重なり、当時の法学界における「ブルジョア自由化批判」の状況に鑑みれば、本書に対して批判的評価がなされたことは想像し得るところであったが、具体的な資料の存在を知ることはできなかった。もっとも、書評の中の「本書が、80年代の最後の時期までに到達した法学変革の諸潮流の最大公約数的な総括的文献であると認識している」とした評価は、現在も変更する必要はないと考えている。しかし、『法学変革論』を、今日の中国法学界の中において、できるだけ客観的に位置づけ評価するためにも、中国法学界にさまざまな見解があるとすれば、それらを引き続き明らかにしていくこと

は評者としての責務になるだろう。この意味で、本稿は、「思哲文」が『法学変革論』のもつ歴史的意義をより正確に把握する上で重要な資料になり得ると判断するとともに、かつての書評を補充し、また書評自体を検討する上で一つの素材を提供しているものと考え、翻訳紹介しようとするものである。

また、今回この「思哲文」を紹介しようとするもう一つの理由として、中国の出版界において、ある著作乃至論文に対する「政治分析」の実態について詳細に語っているということが挙げられる。雑誌・新聞などにおける批判論文の掲載という、外部からでもわかりやすい一般な学術的手法ではなく、関係者間におけるという意味での内部的な批判の実態がここでは語られており、極めて興味深い。「思哲文」が明らかにしている批判の作風には、『実録』に収録された「反右派」闘争に関連するその他の論文を見ると、中国法学界においては50年代以降普遍的・伝統的でさえあったと想像できるような実態が含まれている。明文でまとまった形で説明し、外部の者が入手し得るこのような資料は極めて稀であろう。そして、一つの著作に対する積極的評価・批判・再評価・反批判の実態がこのような形で公表されるようになったこと自体、改革開放とともにともなう思想解放が進展していることの一つの証左と見ることができる。

「思哲文」は、『法学変革論』の歴史的意義を基本的に認めると同時に、それを批判した「提綱」を反批判した。もとより、「思哲文」は、『実録』全体がそうであるように、学術的な理論的批判を意図したものではなく、「提綱」に見られる「政治分析」の作風を批判しようとするものである。したがって、著者たちの見解が体系的に述べられているわけではない。しかし、それゆえに、見方を変えれば、「思哲文」を含む『実録』自体が「政治分析」に陥る危険性を含んでおり、また、過去の多くの法学論争の中で行なわれた「政治分析」を批判的に総括するという手法をもって、政治分析を終結させることを意図しているようであるが、そのこと自体が極めて強い政治色をもっていると言えよう。今日の論争は、かつての「反右派」闘争期のそれと異なり、思想解放という大命題の下で展開され、学術論争における是非の問題を政治的に決着しないということも一般には認識されているものの、「思哲文」が批判した「政治分析」の作風および「思哲文」における反批判の方法にはなお一抹の不安を覚えるものである。これは、結局のところ、思想解放運動、とくに、この運動の理論的拠り所である真理基準論、すなわち「実践は真理を検証する唯一の基準である」という認識論上の命題と「四つの基本原則」(社会主義の道を堅持すること、党の指導を堅持すること、人民民主主義独裁を堅持すること、マルク

ス＝レーニン主義・毛沢東思想を堅持すること）という政治原則との理論的関連が依然として明確になっていないことが背景にあると言えるが、ここでは指摘するだけに止めざるを得ない。

訳者の関心は、このような鋭い対立が90年代を通して依然として見られる理論状況の歴史的意味である。本稿との関連では、「思哲文」・『法学変革論』・「提綱」・『実録』がそれぞれもつ歴史的・理論的意味を検討するという課題になろう。「提綱」のテキストが今日なお入手し得ていない段階では、これは今後の課題となるが、これらの文書の間には、さしあたり、次のような理論的対抗関係があるように思われる。

78年春の思想解放運動の始まりから、20年余りを経た今日まで、中国社会主義建設をめぐる重要な国家政策の諸提起にともない、法学界も新旧の法学理論問題を検討してきた。その過程におけるいくつかの論争を通じて、法学学派の形成も見られた。この過程を概観すると、80年代の法学論争は、国家の有り様、とりわけ経済システムに対する諸政策が模索されつつ実施されたことに規定され、その時々の政策に対応した法学上の課題をめぐる議論であったという意味で、そこに法の本質論をめぐる議論があったとしても、基本的には個別的・対症的なものであった。すなわち、個々の論争が向かうところの社会の全体像がはっきり認識された上で展開されたものではなく、改革開放・現代化という一般的な規定が与えられただけであり、また、これらの内容が中国社会主義建設がかつて経験しなかったものであり、内容の変動も大きいものであったことから、体系的な法学理論の基本的枠組みを検討するための理論的前提も成熟していなかったと言えよう。その結果、80年代は、伝統的社会主义法学に対する批判とそこからの脱却に重点が置かれた時代であった。『法学変革論』が80年代の産物であったとすれば、その歴史的限界もここにあり、「思哲文」による『法学変革論』に対する批判的指摘も、この点に関わっていると言えよう。

これに対し、「提綱」の執筆者の基本的認識は、「思哲文」によって紹介されているところ、およびその執筆者による他の論文から推察すると、伝統的な中国社会主义法学の基礎理論は、中国社会主义建設の実践においてすでに検証されてきたものであり、これは「堅持」しなければならないというものであろう。この点から見ると、「提綱」の議論は、従来の伝統的な社会主义法学理論を前提とし、その基本的枠組みの中で、部分的に追加修正していくことになるという意味において、その理論的全体像は変革論よりはっきりしている。しか

し、このことは、「思哲文」も指摘するように、80年代・90年代において、社会の「転型」とさえいわれる中国社会主義建設内部におけるかつて経験しなかった大きな政策転換の中で、法学理論体系の補充・追加をどのように行なうのかという難しい課題を抱えることになる。すなわち、法学理論体系が依拠して成立してきた経済的土台そのものがドラスティックに転換したことへの理論的対応を迫られている。とりわけ、92年の「市場経済」体制確立の政策決定は、「提綱」に理論的な新たな対応を強く迫るとともに、他方において、新しい法学理論を構築しようとしてきた変革論に対しては明確な土台と全体的方向性を与えた。この政策決定にともない、90年代の議論は、「現代法学」構築をめぐる両者による論争を環として、全面的な、それゆえ伝統的社会主义法学に対する総括としては最終的な段階に入いったと言えよう。言い換えれば、『実録』は、論争の局面が、49年以降の中国法学論争史におけるいくつかの重要な争点を、したがって中国の伝統的社会主义法学の全面的見直しにつながる議論を、対抗する勢力の一方が上で見たような形で提起する段階にまで達していることを示している。『実録』の編者・郭道暉は、「左」からの攻撃・非難について、「私がこれまで経験した風風雨雨と比べ、それは『茶碗の中のさざ波』にすぎない。いわんや、いずれも『左』右の争いであるとは言えない」（郭道暉・陶威「几番風雨辦刊」、『実録』所収）と言うまでになっている。

「思哲文」が言うように、『法学変革論』に対する当初の批判的動向は、政治的には、鄧小平の南巡講話を契機に思想解放が再び強調される中で、さしあたりは終息していったが、理論研究の領域においては、『法学変革論』と「提綱」に代表される対立した法学研究の潮流は、上述した90年代の理論状況の下で、それぞれの営為を展開していった。『実録』は、この過程において法学変革を積極的にすすめようとする潮流の産物であったと言えよう。『実録』は、80年代乃至90年代について、「依然として次から次へと問題が起こり、『左』の暗雲が時には隠れて、時にはあらわに法壇の上空を徘徊し」、「いくつかは1957年から始まり、いく人かの人の手中の鞭となり、いくつかは今に至るまで伝えられ、依然として個々の人物の『御高説』である」と言っている。しかし、収録されたその他の対談の内容から見ても、『実録』の意図は、理論的には、「反右派」闘争期以降の伝統的な社会主义法学理論に対する批判にとどまるものではなく、50年代前半の法制建設を今日の視点から批判的に見直し、伝統的な中国社会主义法学の形成・成立の過程自体をその端緒段階から見直そうとしていることは明らかである。例えば、冒頭の対談（蔡定劍・高娣「対新中国摧毁旧

法制的歴史反思』)が、1949年建国直前の中共中央による国民党六法全書廃棄の指示について、「これは完全に正しかった」としながらも、その後の法制建設に与えたマイナスの影響を指摘していること、また、別の対談(陸錦碧・楊黎明・鉄犁「錯批楊兆龍“法律継承論”紀実」)が、「法律継承論を徹底的に批判したことによって、わが国の立法事業は20年余りも遅れさせられた」とし、57年の「反右派」鬭争期に政法界において展開された法の継承性論争の中で、最も批判された人物の一人である楊兆龍の継承理論を支持していることは、その一例である。

他方、「提綱」の潮流も、これに対抗して批判を強めていった。例えば、当事者の一人と察し得る吉林大学法学院の張光博は、別の論文(張光博・李冬梅「簡析一種法学“現代化”」、『D410法理学、法史学』1996年第7期所収)において、対抗する法学変革の潮流のある論文(張文顯「市場経済与現代法的精神論略」、『中国法学』1994年第6期所収)を「すでに体系化された議論」と批判し、また例えば、国際化を指向する法律移植の議論に対しては、「すでに、西側の法学の価値あるものを学ぶということを超えている」と批判している。「提綱」側のこのような動きについて、これを批判する丁以升は、96年頃から「法学界で人目を引く動向」(丁以升「要警右、但主要是防止“左”——評当前法学界的一種新動向」、『法学』1996年第6期所収)があったと指摘し、また『実録』も、この動向を「1996年“曉南”風波紀実」と題する対談において紹介している。これらに触れる余裕はないが、「提綱」の潮流を代表するものとして、ここでは“曉南”と張光博らの次のような基本的観点を確認しておこう。すなわち、“曉南”は、欠陥を改革する必要性を認めた上で、「建国以来、わが国がうちたてた政治、経済、文化などの面の基本制度は認めなければならず」、「基本制度を一律に否定し、徹底的には投げ捨てることはできず」、「市場経済を語るだけで、社会主義という根本的方向を軽視するなら、全般的西欧化をもたらすことになり」、「自己の理論的指導と基本的立場をもたなければならず」、「中国の国情と自身の発展の必要性に基づき、法学を完備しなければならない」というものである(曉南「当前我国法学研究中的若干問題」、『求是』1996年第5期所収)。張光博も、上記の論文において、法学の「現代化」を進める論者が、「経済体制を絶対化し、それが結合している基本制度を切り離し、資本主義と軌を一にし、収斂させる」と批判している。社会の「基本制度」と「体制」という二つの範疇の区別と前者による規定性の認識は、今日の市場経済体制に対するこの潮流の新たな理論的対応であり、基本的観点になっている

と言えよう。これに対して、『法学変革論』の文正邦も二つの範疇を区別するが、「体制」のもつ規定性に着目する。すなわち、「社会システムの中では、ある一つの方面・領域の具体的諸制度の総和が、この領域における特定の体制を構成し、当該社会の基本制度は、これらの具体的制度および諸体制に依拠して充実し、強固にならなければならない」、「一つの社会制度が樹立されたのち、体制の建設こそ、制度全体の鍵である」（文正邦等著『共和国憲政歴程』第201頁、河南人民出版社、1994年2月）としている。張光博と文正邦両氏の基本的認識の違いは大きいと言わざるを得ない。もっとも、この論点は、一方の「（市場経済）体制」範疇の実質が90年代に成熟してきたからこそ、今日検討する意味があるものになってきていると言えよう。そして、現時点において、「曉南」・張光博らのこの基本的観点は、現行憲法の規範体系によってなお担保されていると言えよう。なぜなら、現行憲法は、82年憲法および三回にわたって採択された憲法修正案の総体を指すが、経済体制に関連する規定を除き、その他の基本制度については殆ど修正されておらず、各憲法規範は、従来の「基本制度」を堅持する原理と憲法修正案によって明確にされた「体制」を創造する原理という二つの原理によって、それぞれ二重の規定性を受ける構造になっているからである。両者の関係は、「（市場経済）体制」を「資源配置の手段」としてとらえ、資本主義でも社会主义でも利用し得るとする論理だけでは、明確にされたとは言えないだろう。例えば、企業の中における労働者の置かれている地位をどのように見るのが問題では、人民は「国家の主人公」（憲法序文）であることや人民による社会的事務の管理（同第2条）という「基本制度」としての地位と、「（市場経済）体制」における各種の責任制（例えば、工場長責任制。第14条）または株式制の下における職工の地位をいかに理解するかという問題があろう。憲法論および憲法改正ならびに立法レベルでの解決が求められていると言えるが、これも問題点の指摘に止めざるを得ない。

「思哲文」を含む『実録』は、以上のように、90年代において思想的・理論的対抗関係（ここでは言及し得なかったが、「思哲文」の最後の箇所にも反映しているように、「市民社会」論の台頭と法学理論へのその影響が90年代のこの対抗関係中で問題軸の一つになっている）が激しさを増す中で、「提綱」に見られる思潮を「左」の表れとしてとらえ、それが現われた論争領域を広く、かつ「左」の現象とその要因を歴史的にさかのぼり批判的に再検討している。訳者は、かつての書評の中で、『法学変革論』が「法学変革について体系的叙述を試みている点に独自性をもつ」としたが、上述した法学界の理論状況を見

ると、結果として、『法学変革論』は、90年代の法学界における「現代法学」の形成をめぐり、「体系をもち」全面的に対抗する様相を見せており、二つの潮流の間の議論を惹起した触媒として位置づけることができ、「思哲文」を含む『実録』は、90年代の後半の時点において、『法学変革論』の歴史的な積極的意義を再評価することによって、90年代を通じて強まってきた対抗する潮流のシンボル的な文書である「提綱」をその原点において批判しようとしたものであったと言えよう。

なお、「提綱」によって批判されたもう一つの法学変革論の代表的著作『法学更新論——対伝統法学的反思』（雲南人民出版社、1989年1月）の著者である張宗厚は、まさに80年代の中国法学界において伝統的な社会主義法学、特にヴィンセント・スキー法理論に対する批判の旗手であり、また『法学変革論』にも影響を与えた人物である。89年天安門事件の後、その名前を久しく見ることはなかったが、『実録』は「対維辛斯基法理体系的挑戦」という対話において“復活”させている。この著作と著者も、同じ運命をたどったのであろうか。この意味において、『実録』それ自体も理論的対抗関係の中で極めて政治的な役割を果たしている文書であると言えよう。さしあたり、本稿に関わる四つの文書については、このように理解しておきたい。

最後に、二人の当事者と訳者との関係について触れておきたい。「思哲文」および『実録』の他の対談においても、「提綱」の当事者の実名は出されていない。前後の表現から確定し得るほどに推測させながら、なお実名を出さないことにどのような意味があるのか。中国の法学界では、自由・平等・民主の学術論争を成り立たせる上で、実名を出さないことが今なお有効性をもつてであろうか。しかし、このような扱いこそ、逆に学術論争に政治的意味を付与し、無意味な非難・臆測を招くことになるだろう。「提綱」において吉林大学法学院張光博教授（現在、大連海事大学）が中心的位置にいることは明白であろう。訳者の吉林大学留学時期（89年～90年）の指導教授である。中国での資料収集、90年度中国法学会憲法学研究会（西安）への参加などは教授の力がなければ実現し得なかった。訳者が当時の新刊書であった『法学変革論』に出会ったのは、吉林大学法学院の教員図書室であったし、訳者に対する研究指導の中で、教授が当時の西南政法大学の研究レベルの高さを強調されていたことは、今振り返るとたいへん印象的なことになった。他方、『法学変革論』の著者の一人である文正邦教授は、本書の翻訳作業の中で知己を得た研究者である。90年代の研究は、すでに法哲学（法理学）独自の課題の体系的研究に向けられて

いるようである。なお、本書に対する訳者の評価はすでに述べたところである。今回、「思哲文」によって初めて当時のそれぞれの立場を確認し得たわけであるが、両先生にとって、このような翻訳・解説で再び言及されることは本意ではないかもしれない。中国法学界の動向を少しでも把握したいという訳者の意図を察し、理解を乞うものである。今後とも両教授の研究動向に注目していきたい。

なお、「思哲文」の*印の箇所は、訳者が訂正したものである。

(2000年9月脱稿)